

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

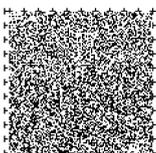
本県では、障害者福祉に関する施策を計画的に推進するため、障害者基本法に基づき、平成15年3月に「いばらき障害者いきいきプラン」を策定し、関係機関や関係団体との連携を図りながら、障害者のニーズに応じた施策の推進に努めてまいりました。

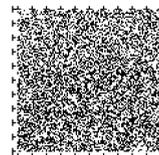
その後、平成18年4月には、障害者自立支援法が施行され、障害の種別に関わりなく、市町村を中心として福祉サービスを一元的に提供する仕組みへと変わり、地域生活への移行と就労支援の強化が一層求められることになりました。そして同法に基づき、平成19年3月に「第1期茨城県障害福祉計画」を、平成21年3月には「第2期茨城県障害福祉計画」を策定し、「いばらき障害者いきいきプラン」の実施計画としての位置づけのもと、障害福祉サービスの提供体制の整備・充実等を促進してまいりました。

この間、国際的な動向として、平成18年12月に国連総会において、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野の取組を締約国に求める「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、我が国も平成19年9月に署名しました。

その後、平成23年6月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、同年8月には、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現されるよう「障害者基本法」が改正されました。さらに、障害者自立支援法を改め「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に変更し、平成25年4月に施行されました。

このような障害福祉行政を取り巻く状況の変化に的確に対応し、より障害者のニーズに合った施策が総合的に実施できるよう「いばらき障害者いきいきプラン」と「第2期茨城県障害福祉計画」を統合し、平成24年3月に、「新しいばらき障害者プラン」を策定しました。





その後、障害者総合支援法の目的に新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されるとともに基本理念が創設されたほか、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病等が加えられました。また、平成26年4月から、従来の「障害程度区分」が、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められるとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう「共同生活介護（ケアホーム）」の「共同生活援助（グループホーム）」への統合などが図られました。

また、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、同年9月には、障害者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第3次）」が策定されました。

本県においては、平成26年3月に、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が制定され、平成27年4月から施行しました。

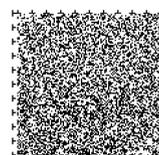
こうした国内における障害者に関する法律等の整備により、制度の充実が図られたことから、国会での議論を経て、我が国は平成26年1月に障害者権利条約を締結し、2月に発効しました。

平成28年5月には、障害者総合支援法の附則で規定されていた施行後3年を目途とする見直しが行われました。地域生活の支援を進めるための新たなサービスの創設や高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、障害児支援のニーズへの対応が盛り込まれ、平成30年4月に施行されました。

また、令和3年9月には、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和4年には障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。

その後、令和5年には、障害者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障害者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行され、令和6年には障害者に対する合理的配慮の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」が施行されます。

本計画は、こうした障害者施策の動向等を踏まえ、障害者基本法第11条第2項に定める「都道府県障害者計画」、障害者総合支援法第89条第1項に定める「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22に定める「都道府県障害児福祉計画」として策定するものです。



2 計画の概要

(1) 計画の性格

- ・ この計画は、障害者基本法に定める「都道府県障害者計画」、障害者総合支援法に定める「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「都道府県障害児福祉計画」として策定するものです。
- ・ この計画は、茨城県の障害者施策推進の基本的方向や目標を明らかにするとともに、障害福祉サービスの提供体制に関して計画的な整備を進めるための方策を定め、障害者施策の総合的な推進を図るものです。
- ・ この計画は、「茨城県総合計画」の部門別計画として位置付けられるものであり、「茨城県保健医療計画」、「いばらき高齢者プラン21」、「茨城県地域福祉支援計画」など、関連する他の計画と調和が保たれるよう配慮しています。

(2) 計画の期間

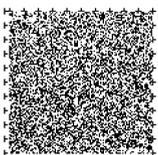
- ・ 令和6年度から令和11年度までの6か年計画とします。
- ・ 令和8年度に、それまでの達成状況や地域の実情を踏まえ、計画の見直しを行います。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	新しいばらき 障害者プラン (障害者計画+ 障害福祉計画)	第2期新しいばらき障害者プラン (障害者計画+障害福祉計画+ 障害児福祉計画) ※3年毎に内容見直し						第3期新しいばらき障害者プラン (障害者計画+障害福祉計画+ 障害児福祉計画) ※3年毎に内容見直し					
障害福祉計画													
障害児福祉計画													

(3) 政策目標

「障害のある人も暮らしやすい社会」

第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現のために、本県では「障害のある人も暮らしやすい社会」を政策目標とし、2つの施策の柱「障害者の自立と社会参加の促進」と「障害者の就労機会の拡大」に基づき、障害福祉施策の進むべき方向性を明らかにしていくとともに、計画期間内における施策の展開を図ってまいります。



(4) 基本理念

「ノーマライゼーション」と「完全参加」

この計画は、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」と、自らの意思によりあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、県民すべてが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

(5) 基本目標

基本理念を踏まえ、次の3つの視点と15の項目を施策の基本目標とします。

I ひとりひとりが尊重される社会をめざして

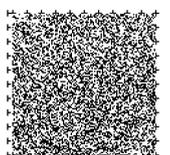
- 1 思いやりと助け合いの心づくり
- 2 権利擁護*の推進
- 3 地域生活への移行の促進
- 4 教育・育成の充実
- 5 就労機会の拡大
- 6 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

II 質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして

- 1 保健・医療の充実
- 2 福祉の充実
- 3 障害児支援の提供体制の整備
- 4 人材の確保・育成
- 5 地域共生社会の実現に向けた取組

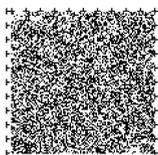
III 快適に暮らせる社会をめざして

- 1 人にやさしいまちづくり
- 2 外出支援の充実
- 3 安全・安心な暮らしの確保
- 4 行政サービス等における配慮

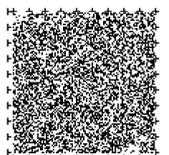


(5) 施策体系

視点	施策展開	施策展開の方向	
I ひとひとが尊重される社会をめざって	1 思いやりと 助け合いの心づくり	(1) 啓発・広報活動の推進	①広報広聴活動の推進 ②普及啓発活動の推進
		(2) 福祉教育・ボランティア活動の推進	①福祉教育の推進 ②ボランティア活動の推進
	2 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の取組の充実	①差別の解消 ②虐待の防止 ③意思決定支援・成年後見制度
	3 地域生活への 移行の促進	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	①障害福祉サービス提供体制の整備 ②日中活動の場の整備 ③住まいの場の整備 ④相談支援体制の整備 ⑤就労支援体制の強化 ⑥地域生活支援拠点等の整備
		(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実	①保健・医療・福祉関係者による協議の場の構築 ②地域移行・地域定着の促進 ③医療面での支え ④保健福祉面での支え ⑤生活支援面での支え
		(3) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	①地域生活支援拠点等整備の促進
	4 教育・育成の充実	(1) 障害児への支援	①地域における療育支援体制の整備 ②障害児施設・事業所における療育機能の充実 ③教育相談の充実 ④医療的ケア児への支援 ⑤障害児入所施設の質の確保・向上
		(2) 学校教育の充実	①教育の充実 ②教職員の資質の向上
		(3) 生涯学習の推進	①推進体制の充実 ②学習機会の提供と学習活動の活発化 ③学習情報提供・相談システムの充実
	5 就労機会の拡大	(1) 一般就労の促進	①就労の場の確保 ②就労訓練等の充実 ③相談支援体制と関係機関との連携体制の強化 ④障害者雇用への理解促進 ⑤雇用支援施策の活用促進
		(2) 福祉的就労の促進	①工賃の高い業務への転換（施設外就労の促進、製品の販路拡大等） ②就労継続支援事業所における取組の促進 ③官公需に係る福祉施設等への受注機会の拡大等
	6 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実	(1) 文化芸術活動の充実	①文化芸術活動の充実
		(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実	①スポーツ・レクリエーション活動の充実
		(3) 国際交流の促進	①国際交流の促進



視点	施策展開	施策展開の方向		
Ⅱ 質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして	1 保健・医療の充実	(1) 保健サービスの充実	①母子保健の充実 ②高齢者保健の充実 ③精神保健の充実	
		(2) 早期発見・早期療育の充実	①早期発見対策の充実 ②早期療育の充実	
		(3) 医療の充実	①精神科医療の充実 ②難病医療の充実 ③歯科医療の充実	
	2 福祉の充実	(1) 生活の支援と安定	①各種制度の周知 ②経済的負担の軽減 ③その他の助成制度の充実	
		(2) 専門性の高い福祉サービスの充実	①発達障害者への支援 ②強度行動障害を有する者や高次脳機能障害者への支援 ③依存症患者と家族等への支援 ④ひきこもり者と家族等への支援 ⑤障害児への支援	
		(3) サービス提供体制の充実	①障害福祉サービスの充実 ②各種サービスの充実 ③障害児への福祉サービスの充実 ④たん吸引及び経管栄養の実施 ⑤オストメイトへの支援 ⑥地域リハビリテーションの充実 ⑦社会参加活動への支援	
		(4) 施設におけるサービスの充実	①ノーマライゼーションと施設整備 ②県立施設の役割機能の検討 ③施設福祉の充実 ④障害児入所施設の充実 ⑤障害福祉サービス事業所の指導強化	
		(5) 相談支援体制の充実	①相談支援サービスの提供体制の充実 ②相談支援専門員の育成 ③新たな相談支援制度の創設に伴う相談支援事業の充実 ④市町村自立支援協議会の強化	
		(6) 情報バリアフリーの推進	①情報バリアフリーの推進	
	3 障害児支援の提供体制の整備	(1) 地域支援体制の構築	①児童発達支援センターの設置 ②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	
		(2) 医療的ニーズへの対応	①保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携 ②児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置 ③医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修 ④医療的ケア児支援センターによる医療的ケア児への支援体制の構築	
		(3) 障害児入所施設からの円滑な移行調整について	①障害児入所施設からの円滑な移行に向けた支援	
		(4) 重症心身障害児等への支援	①在宅療養が困難な重症心身障害児等への支援 ②在宅療養を行う重症心身障害児等への支援	
	4 人材の確保・育成	(1) 人材の確保・育成の推進	①人材の確保・育成の推進 ②介護職員の処遇改善	
	5 地域共生社会の実現に向けた取組	(1) 保健・医療・福祉・保育・教育・労働の連携による施策の推進	①保健・医療・福祉・保育・教育・労働の連携による施策の推進	
	Ⅲ 快適に暮らせる社会をめざして	1 人にやさしいまちづくり	(1) ユニバーサルデザインの推進	①ユニバーサルデザインの推進
			(2) 居住環境整備の推進	①居住環境の整備 ②住みよい環境づくり
			(3) 生活環境整備の促進	①道路交通安全の確保 ②都市公園のバリアフリー化の推進 ③交通安全の推進 ④道路における障害物の排除
		2 外出支援の充実	(1) 移動手段の確保	①運転適格審査の実施 ②移動・歩行への援助 ③駐車禁止除外の指定 ④高齢運転者等専用駐車区間制度 ⑤身障者等用駐車施設の適正利用の推進
(2) 移動支援の充実			①移動支援の充実	
3 安全・安心な暮らしの確保		(1) 防災対策の充実	①避難行動要支援者情報の把握と共有化 ②個別避難計画の策定 ③福祉避難所の指定と支援体制の整備 ④関係団体との連携 ⑤原子力災害における要配慮者の安全確保 ⑥防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施	
		(2) 消費者被害の防止と防犯意識の高揚	①消費者被害防止対策の推進 ②安全なまちづくりの推進 ③成年後見制度の利用の周知	
4 行政サービス等における配慮		(1) 行政機関における配慮	①行政機関の窓口や会議等における配慮	
		(2) 選挙における配慮	①投票所における投票環境の改善 ②投票所での投票が困難な障害者への対応 ③障害特性に応じた情報提供	



3 障害福祉圏域の設定

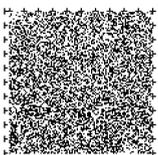
障害福祉サービスの実施にあたっては、障害者が生活する市町村を基本的な単位としてきめ細かなサービスを提供することが必要ですが、市町村において実施することが困難な場合は、事業の内容やニーズに応じた広域的な単位を設定し、サービスを確保することが求められています。

本計画においては、障害者施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害福祉圏域を設定し、施策の推進に努めてまいります。

本県では、地理的条件等の自然条件や日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件等を考慮して、県内を9地域に分けた「障害福祉圏域」を設定し、広域的な推進を図ってまいります。

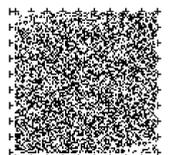
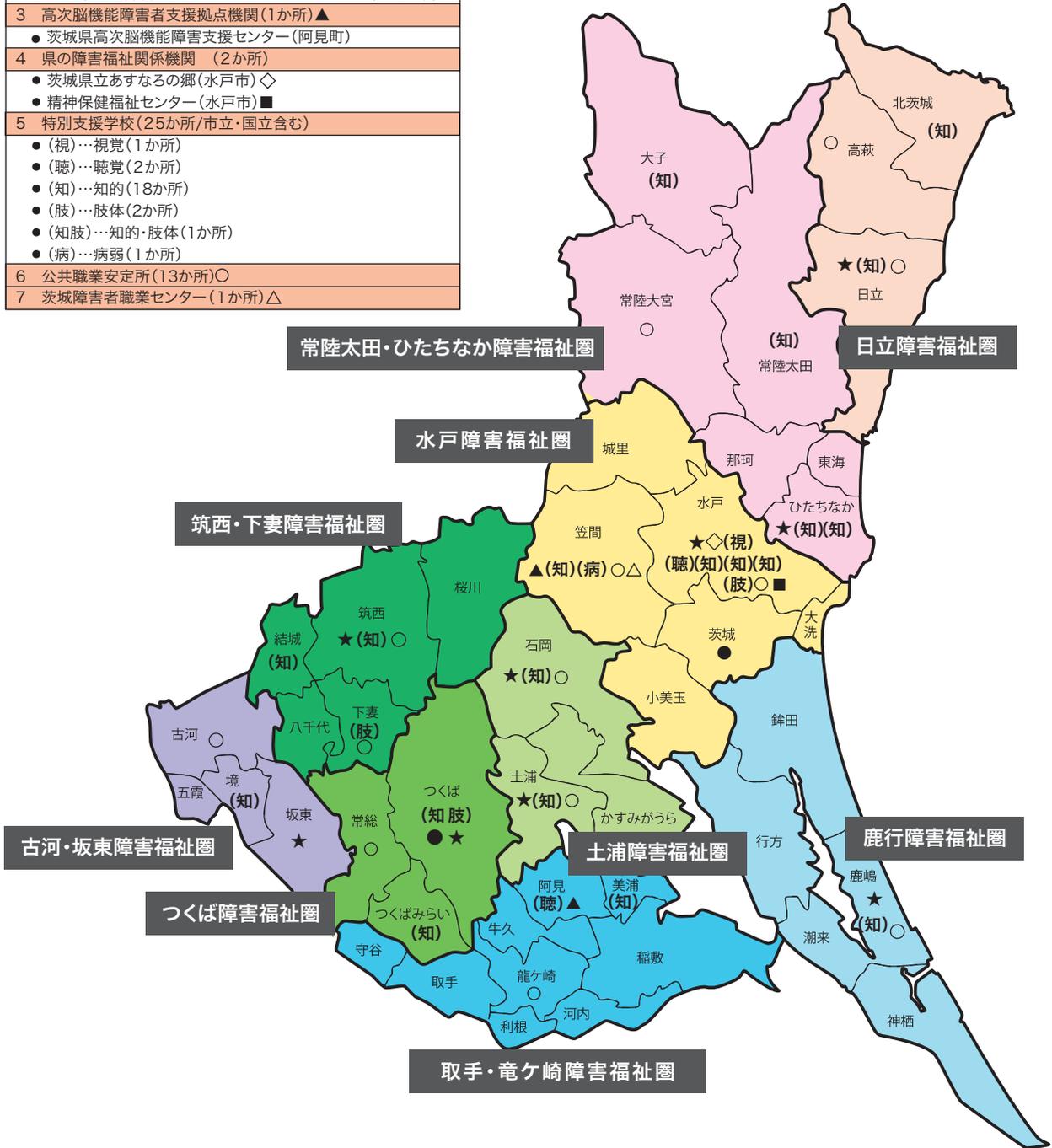
障害福祉圏名	市町村数	圏域を構成する市町村
水戸障害福祉圏	6	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
日立障害福祉圏	3	日立市、高萩市、北茨城市
常陸太田・ひたちなか障害福祉圏	6	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
鹿行障害福祉圏	5	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦障害福祉圏	3	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば障害福祉圏	3	つくば市、常総市、つくばみらい市
取手・竜ヶ崎障害福祉圏	9	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西・下妻障害福祉圏	5	結城市、筑西市、下妻市、桜川市、八千代町
古河・坂東障害福祉圏	4	坂東市、古河市、五霞町、境町
	44	

※ 障害福祉圏域は、福祉と保健・医療の連携を図りながら、障害者の生活実態に応じた総合的なサービスが提供できるよう、茨城県保健医療計画（第8次）の二次保健医療圏と一致するよう設定されているので、二次保健医療圏の変更により見直しをする場合があります。



■障害福祉圏域と関係機関配置状況（令和6年3月現在）

1	障害者就業・生活支援センター(9か所)★
	<ul style="list-style-type: none"> ● 水戸地区障害者就業・生活支援センター(水戸市) ● 障害者就業・生活支援センターまゆみ(日立市) ● 障がい者就業・生活支援センターKUINA(ひたちなか市) ● かしま障害者就業・生活支援センターまつぱっくり(鹿嶋市) ● 障害者就業・生活支援センターかい(石岡市) ● つくばLSC障害者就業・生活支援センター(つくば市) ● 障害者就業・生活支援センターかすみ(土浦市) ● 慶育会障害者就業・生活支援センターなかま(筑西市) ● 障害者就業・生活支援センター慈光倶楽部(坂東市)
2	発達障害者支援センター(2か所)●
	<ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県発達障害者支援センターあい(茨城町) ● 茨城県発達障害者支援センターCOLORSつくば(つくば市)
3	高次脳機能障害者支援拠点機関(1か所)▲
	● 茨城県高次脳機能障害者支援センター(阿見町)
4	県の障害福祉関係機関 (2か所)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県立あすなろの郷(水戸市)◇ ● 精神保健福祉センター(水戸市)■
5	特別支援学校(25か所/市立・国立含む)
	<ul style="list-style-type: none"> ● (視)…視覚(1か所) ● (聴)…聴覚(2か所) ● (知)…知的(18か所) ● (肢)…肢体(2か所) ● (知肢)…知的・肢体(1か所) ● (病)…病弱(1か所)
6	公共職業安定所(13か所)○
7	茨城障害者職業センター(1か所)△



4 計画の推進体制

障害者が身近な地域で安心して暮らしていくためには、その生活を地域全体で支える仕組みを作っていかなければなりません。

住民のニーズに的確に対応し、きめ細かいサービスを提供するためには、市町村や県などの行政、社会福祉協議会等の福祉団体、障害福祉施設、企業、NPO*などが連携・協働して地域全体で支援していく体制が必要です。

- ・ 「茨城県障害者施策推進協議会*」が計画の推進状況について、必要な事項を調査審議し施策の実施状況を監視することによって、効果的な推進を図ってまいります。
- ・ 県は、市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的・技術的な事業の実施や、市町村への助言・支援等を行ってまいります。
また、民間福祉団体の活動や地域住民の連帯感の醸成等について市町村と連携し、活動しやすい環境づくりを支援してまいります。
- ・ 県や市町村等が障害福祉施策を推進していく場合、法律や制度、補助事業等の問題から様々な制約や問題が生ずることがあります。
このため、今後、利用者のニーズを踏まえながらあらゆる機会を通じて、国に対し必要な措置や支援を要請してまいります。
- ・ 定期的に、調査、分析及び評価を行い、関係法令や制度の改正及び社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。

